登 園 許 可 証

年　　月　　日

医療機関名

医　師　名

園児名　　（　　年　　月　　日生）

上の園児については、下記の疾患で療養中のところ、症状が軽快し他児への感染のおそれはない（症状が安定した）と判断します。

年　　月　　日　から療養開始

年　　月　　日　から登所・登園可

（病名）　（該当疾患に☑をお願いします）

登園許可証が必要な感染症

	麻しん（はしか）
	インフルエンザ
	新型コロナウイルス感染症
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱）
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

登園許可証は不要（症状によって必要）

第３種その他の感染症 下記の感染症にかかり症状が重い時、その時の発生や流行の大きさによって登園停止が望ましい場合は保護者へ説明のうえ記入をお願いします。	
	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、　ロタウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	ＲＳウイルス感染症
	帯状疱しん
	突発性発しん
	その他（病名：　　）

園・所生活における注意事項等

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所・認定こども園は集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、現在かかっている病気が軽快し、他の園児への感染のおそれがなくなりましたら、お手数でも保護者に「登園してもよい」旨を指導し、許可証の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登所・登園を再開する際には、この「登所・登園許可証」を各園所に提出してください。